

滋賀県ドッジボール協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、滋賀県ドッジボール協会と称し、日本ドッジボール協会に加盟するする団体である。滋賀県におけるドッジボール競技を代表する団体とし、略称をJDBA滋賀とする。

(事務局)

第2条 JDBA滋賀は会長の指定するところに事務局を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 JDBA滋賀は、滋賀県下におけるドッジボール競技の健全な普及及び振興を図るとともに、県民の体力の向上、健康の増進、競技力の向上、相互コミュニケーションの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 JDBA滋賀は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ドッジボールの普及に関する調査研究および研修会
- (2) 滋賀県内における各種ドッジボール大会の開催
- (3) 滋賀県内における審判員及び指導員の養成
- (4) 滋賀県内におけるドッジボールの指導、競技力の向上のための講習会の開催
- (5) その他、3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

(会員)

第5条 協会の会員は、次の通りとする。

- (1) JDBA滋賀の目的及び事業に賛同して入会した個人・団体・法人
- (2) JDBA滋賀の事業を援助する個人・団体・法人
- (3) 理事会において認められた個人

(登録)

第6条 JDBA滋賀に加盟するために次の書類を提出し、理事会の承認を得ることとする。

- (1) 加盟申し込み書
- (2) その他必要な書類

(退会等)

第7条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、退会・除名とする。

- (1) 理由書を付して会長に退会届けを提出したとき
- (2) JDBA滋賀の会員として不適当な言動が認められるときは、理事会の議決を経て除名

- (3) 個人が死亡、または会員である団体が消滅したときは退会とする。

第4章 役員

(役員)

第8条 JDBA滋賀には、次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|------|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 理事長 | 1名 | (4) 副理事長 | 1名 |
| (5) 理事 | 約10名 | (6) 監事 | 若干名 |

(役員を選任)

第9条 協会の役員は次の通り選出する。

- (1) 会長及び副会長は、理事会の推挙により選任する。
- (2) 理事長及び副理事長は、理事の互選によって選任する。
- (3) 理事は、会員の中から選出する。
- (4) 監事は、理事会の承認を得て推挙し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第10条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、JDBA滋賀を代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。会長に業務遂行上の支障が生じた場合は、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、JDBA滋賀の業務を掌理し、執行する。会長、副会長に業務上の支障が生じた場合は、その職務を代行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に業務上の支障が生じた場合は、その職務を代行する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、協会の業務を審議し執行する。
- (6) 監事は、協会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は以下の通りとする。

- (1) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残留期間とする。
- (3) 役員は、その任期満了でも、後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員解任)

第12条 役員の中で、相応しくない言動があったとき、又特別な事情のある場合は、任期中であっても理事会の議決により、これを解任することができる。

(事務局)

第13条 協会の事務を遂行するため、事務局を置く。

- (1) 事務局には、理事会の中から選任し、会長が委嘱する事務局長を置く。

- (2) 事務局員は、理事長が委嘱する。
- (3) 事業推進上の全ての事務処理は、事務局が統括して行うものとする。

第5章 会議

第14条 協会に次の会議を置く。

- (1) 総会 年1回年度当初に開催
- (2) 理事会 必要に応じて開催

(総会)

第15条 総会は、年1回会長が招集し、次の通り開催する。

- (1) 総会の議長は、理事会の中からこの任にあたる。
- (2) 総会は、会員の2分の1（委任状を含む）の出席を持って成立する。
- (3) 総会の議事は、出席者の過半数の賛成を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- (4) 総会は次の事項を議決する。
 - ・事業計画及び収支予算の承認
 - ・事業報告及び収支決算の承認
 - ・規約諸規定の制定及び改廃の承認
 - ・その他

(理事会)

第16条 理事会は、会長または理事長が必要に応じて招集し、次の通り開催する。

- (1) 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事を以て構成する。
- (2) 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- (3) 理事会は理事の過半数の出席及び委任状を以て成立する。
- (4) 理事会の議題は、出席理事の過半数を以て決し、可否半数の場合は議長の決するところによる。

第17条 次の事項は理事会に付議する。

- (1) 事業計画及び収支決算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約諸規定の制定及び改廃
- (4) この規定に定める事項のほか、JDBA滋賀の運営について必要な事項
- (5) その他会長・理事長の付議した事項

第6章 資産及び会計

(資産)

第18条 協会の資産及び会計は次の通りとなす。

- (1) 会費
- (2) 事業にともなう収入
- (3) 補助金

- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(会計)

第19条 協会の事業遂行に要する経費は会長の指示に基づき、前条に記した資産をもって運用し、事務局長がこれの管理にあたる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 表彰

(表彰)

第21条 表彰に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 付則

(施行期日)

第22条 この規約は、平成15年5月 日から施行する。